

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第57回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成25年2月22日（金）10：00～11：30

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）伊藤眞，井堀利宏，大橋寛明，田中成明（委員長），中田裕康，夏樹静子，  
林眞琴，平木典子，明賀英樹，村瀬均（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，小林審議官，小野寺総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者等について
- ・ 平成25年4月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成25年10月期の弁護士任官候補者について

#### （2）次回の予定等について

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成25年上半期の判事の再任候補者のうち再任予定日が2月の者及び平成25年1月の新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，平成25年10月期の弁護士任官候補者，平成25年

4月の出向からの復帰候補者，平成25年4月に出向先から判事補に復帰した後，10月に判事の任命資格を取得する者，平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- 平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者等について

庶務から，2月15日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され，作業部長である伊藤委員から，作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し，決定した。

そして，今後の手続として，速やかに，所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに，重点審議者とされた指名候補者については，これに所長等が作成した報告書を添付して，6月14日までに情報収集の上，その結果を報告するよう要請する，地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については，これまでと同様の方法による，具体的には，指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し，所属の検察官又は弁護士が，指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し，検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。また，再任希望者等に関する情報収集の在り方については，従来から，当委員会で，「裁判官の職権の独立に対する影響，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと，特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので，これまでと同様，地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては，このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え，情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

なお、4月に出向から復帰した後、10月に判事の任命資格を取得する者については、諮問時には出向中であり、現任庁はないことになるが、外部情報収集を行う時間的余裕がないわけではないことから、第42回の当委員会で定めたとおり、出向前の勤務庁を所管する地域委員会に対し周知依頼等をするのが適当とされ、また、4月には裁判所に復帰予定であるが、復帰した庁を所管する地域委員会に対し周知依頼等をして、締切日までの勤務実績が乏しく、適切な情報が寄せられる可能性が極めて乏しいことから、復帰庁を所管する地域委員会に対する周知依頼等は行わないものとされた。

- ・ 平成25年4月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している14人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、審議の結果、1人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成25年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、以下のとおり説明がされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、これまで、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階から的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調

停官となっている場合には，調停官として勤務している状況に関する報告書が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。

庶務からの説明を受けて，今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果，地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法，裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても，従来と同様の方法によることとされ，庶務から，速やかに，所管の地域委員会に対し，6月14日までに情報収集の上，その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

(2) 次回の予定等について

・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて，全員留任することとされた。

・ 次回の予定について

次回の委員会は，7月8日(月)午後1時30分から開催され，平成25年下半年期の再任(判事任命)候補者及び同年10月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以 上